

活水女子大学内部質保証推進規程

(目的)

第1条 本規程は、建学の精神及び教育目的の実現に向けて、内部質保証体制を構築し、恒常的・継続的に教育の質保証と向上を図り、もって教育の充実及び学生の学修成果の向上を図るものである。

2 この規程は、内部質保証を推進するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 内部質保証とは、PDCAサイクルを適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを、自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスをいう。

2 自己点検・評価とは、本学の教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことをいう。

3 教学マネジメントとは、本学の教育目的を達成させるために、学生の学修成果を把握・評価し、教育課程の改善・向上につなげるための管理運営のことをいう。

4 大学基準とは、公益財団法人大学基準協会が行う大学評価の基準のことをいう。

5 外部評価とは、本学の自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるために、学外の評価者によって行われる評価のことをいう。

6 認証評価とは、学校教育法に基づき実施されるもので、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）より、当該機関が作成した評価基準に基づき行われる評価のことをいう。

(内部質保証の推進体制)

第3条 本学は、以下の組織をもって、内部質保証の推進体制を構築する。

(1) 内部質保証を推進する組織は、活水女子大学点検評価・質保証推進会議とする。

(2) 学部・研究科・諸組織の点検・評価を行う組織は、活水女子大学点検評価・質保証推進会議とする。自己点検・評価に関する事項は、活水学院点検・評価規程に定める。

(3) 学内による評価結果（「内部評価」という。）の妥当性を外部の視点で評価する機関は、活水女子大学外部評価委員会とする。

(内部質保証を推進する組織の業務)

第4条 内部質保証を推進する組織は、以下の事項を審議する。

(1) 基本方針に関する事項

(2) 自己点検・評価に関する事項

(3) 内部質保証の方針及び手続並びに公表に関する事項

(4) 内部質保証体制の維持・向上に関する事項

(5) 教学マネジメントに関する事項

(6) 外部評価に関する事項

(7) 認証評価機関等からの指摘事項への対応に関する事項

(8) その他内部質保証の推進に関する事項

(役割)

第5条 各組織の役割は、以下のとおりとする。

(1) 活水女子大学点検評価・質保証推進会議（以下、推進会議という。）

イ 基本方針を策定し、各学部・研究科・諸組織に周知する。

ロ 各学部・研究科・諸組織に点検・評価の指示を行う。

ハ 自己点検・評価の検証結果を踏まえて、各学部・研究科・諸組織に対し改善の指示・支援・助言を行う。

ニ 学部・研究科・諸組織に対し、必要に応じて前項に関する改善計画書の提出を求めることができる。

ホ IRセンターに教育研究活動等に関する情報の収集又は分析を指示することができる。

(2) 常務委員会

イ 大学基準10（大学運営及び財務）について点検・評価、改善を行う。

(3) IRセンター

イ 内部質保証に関する必要な情報の収集及び分析を行い、必要に応じて推進会議に報告する。

(4) 各学部・研究科・諸組織

イ 基本方針に基づき、教育研究活動等を行う。

ロ 自己の部門の自己点検・評価を行う。

ハ 同条(1)ニを受け、推進会議に改善計画書を提出する。

ニ 各学部・研究科は、学位プログラムレベルの教育の企画・設計、運用、検証及び改善に取り組む。

(5) 外部評価委員会

イ 内部評価の妥当性について評価及び検証を行い、学長に報告する。詳細は別に定める。

(点検・評価の頻度)

第6条 本学は、大学評価に関する自己点検・評価シート及び自己点検・評価報告書を原則2年に1度作成する。

2 本学は、大学評価に関する大学基礎データ及び基礎要件確認シートを毎年作成する。

(公表)

第7条 推進会議は、自己点検・評価報告書をホームページに公表する。

2 公表期間は、5年間とする。

(認証評価の受審)

第8条 学長は、学校教育法の定める認証評価の受審に関して大学を統括する。

(事務)

第9条 内部質保証に関する事務は、総合企画室が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、推進会議の議を経て、理事会で決定する。

附則 1

この規程は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附則 2

この規程は、2020年（令和2年）9月14日から施行する。

附則 3

この規程は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附則 4

この規程は、2022年（令和4年）11月21日から施行する。

附則 5

この規程は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。